

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和8年2月9日

健康福祉局

議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

近年における家族葬等の小規模葬儀の増加や、火葬需要の高まりへの対応として、かわさき南部斎苑における 50 人用の休憩室の一部を分割し、20 人用の休憩室を新設することに伴い、当該 20 人用の休憩室の使用料を設定するもの

2 新設する休憩室の使用料

	市内居住者	市外居住者
休憩室（20 人用）	2,400 円	7,200 円

3 施行期日

規則で定める日から施行

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前								
○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号						○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号								
別表（第6条関係）														
種別			金額		付記				種別					
			市内居住者	市外居住者										
火葬料 1 体			6,750円	60,000円	12歳以上				火葬料 1 体					
			4,500円	30,000円	12歳未満									
			2,250円	15,000円	死産児									
遺体保管料 1 体 1 日			1,500円	4,500円					遺体保管料 1 体 1 日					
休憩室使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A	6,000円	18,000円	50人用				休憩室使用料 1 回	かわさき南部斎苑	6,000円 18,000円 50人用			
	B		2,400円	7,200円	20人用									
かわさき北部斎苑	A		6,000円	18,000円	50人用				かわさき北部斎苑	A	6,000円 18,000円 50人用			
	B		3,000円	9,000円	25人用									
斎場使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	90,000円	270,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもつて1回とする。	(1) 通夜及び告別式をもつて1回とする。 (2) 通夜又は告別式のみに	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	90,000円 270,000円 200人用		
			区画する場合	45,000円	135,000円	100人用								
	かわさき南部斎苑	B	区画しない場合	45,000円	135,000円	100人用	(2) 通夜又は告別式のみに		かわさき南部斎苑	B	区画する場合	45,000円 135,000円 100人用		
			区画する場合	22,500円	67,500円	50人用								

改正後								改正前								使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。
かわ さき 北部 斎苑	C	22,500円	67,500円	50人用	使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。	C	22,500円	67,500円	50人用							
	A	90,000円	270,000円	200人用		A	90,000円	270,000円	200人用							
	B	45,000円	135,000円	100人用		B	45,000円	135,000円	100人用							
	区画しない場合	22,500円	67,500円	50人用		区画しない場合	22,500円	67,500円	50人用							
	C	区画する場合	11,250円	33,750円	25人用	C	区画する場合	11,250円	33,750円	25人用						

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあっては死亡時の住所が、死産児にあっては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあっては死亡時の住所が、死産児にあっては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。